

## 地震等緊急時対応の手引き改訂に係る説明会

# 災害査定のポイント

国土交通省 水管理・国土保全局  
防災課



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

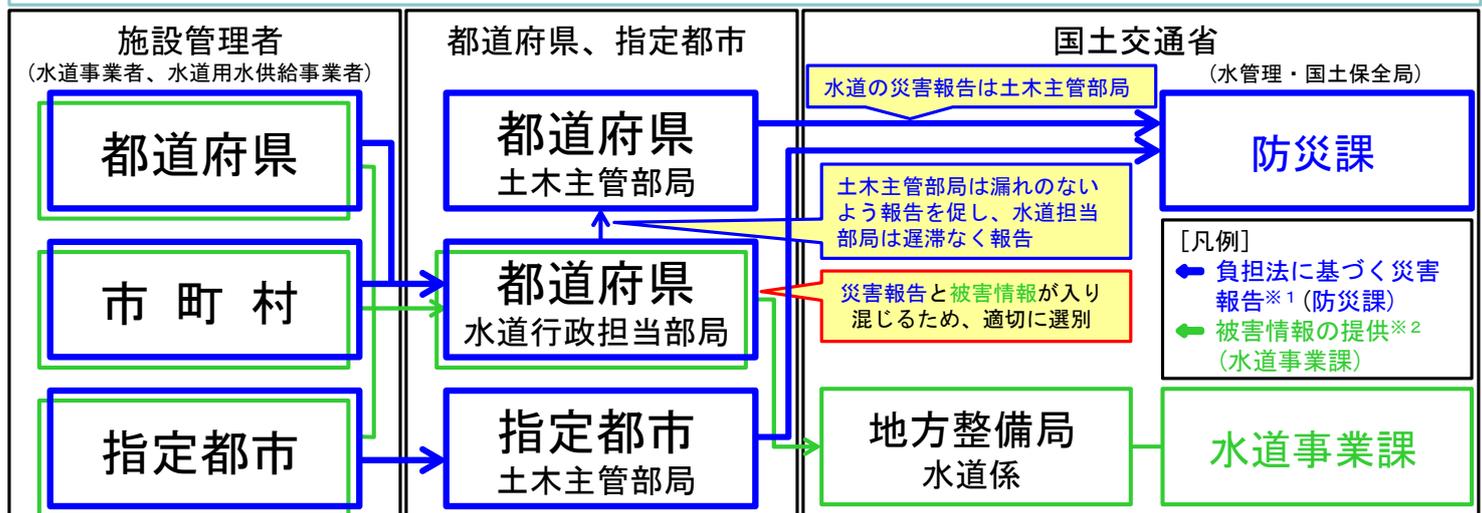
## 水道施設の災害報告と被害情報の提供(初動対応)



### 「災害報告」と「被害情報の提供」の流れ



- 地震や豪雨、その他自然災害により水道施設への被害が確認された場合、施設管理者（大臣認可及び大臣認可外の水道事業者、水道用水供給事業者）は、**防災課への負担法に基づく災害報告と水道事業課への被害情報の提供**を速やかに行なって下さい。
- 水道施設の**査定前着工（応急工事）**について、災害復旧事業として採択されるか判断に迷うときには、事前打合せ（防災課への相談）をご利用下さい。
- 特に仮設（陸）配管や可搬型浄水装置を設置する場合は、査定において手戻り等が生じないように、できる限り事前打合せをご利用下さい。
- **施工前の被災状況を的確に把握できる写真が採否の決め手**となるため、事前打合せの有無に関わらず必ず撮影するようにして下さい。



※1 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

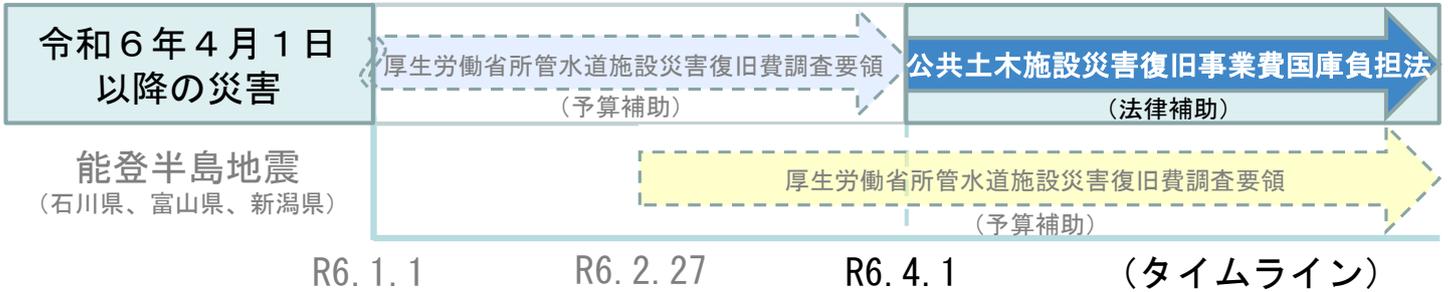
※2 健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について  
(令和6年4月3日付国水第1号、国土交通省水管理・国土保全局水道事業課長)

1. 災害復旧事業
  - 1.1 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法への移行
  - 1.2 財政面の支援
  - 1.3 災害復旧事業の手続き・災害査定 of 負担軽減
  - 1.4 主な変更点
2. 災害査定
  - 2.1 採択の3要件
  - 2.2 適用除外
  - 2.3 災害復旧事業の範囲
  - 2.4 災害手帳(令和6年)の改訂内容
  - 2.5 査定設計書記載例
  - 2.6 査定の5つ道具

1. 災害復旧事業
  - 1.1 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法への移行
  - 1.2 財政面の支援
  - 1.3 災害復旧事業の手続き・災害査定の負担軽減
  - 1.4 主な変更点
2. 災害査定
  - 2.1 採択の3要件
  - 2.2 適用除外
  - 2.3 災害復旧事業の範囲
  - 2.4 災害手帳(令和6年)の改訂内容
  - 2.5 査定設計書記載例
  - 2.6 査定の5つ道具

令和6年4月1日以降に被災した水道施設の災害復旧事業は、河川、道路、下水道等と同じく「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」（負担法）が適用されます。

ただし、令和6年能登半島地震で被災した石川県、富山県、新潟県における水道施設の災害復旧事業は令和6年4月1日以降も「厚生労働省所管水道施設災害復旧費調査要領」による。



【法律および通知】

- 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律(令和5年法律第36号)
- 災害査定官申合事項の一部改正について(通知)(令和6年4月1日付国水防第534号、国土交通省水管理・国土保全局防災課長)
- 災害報告についての一部改正について(令和6年4月1日付国水防第535号、国土交通省水管理・国土保全局防災課長)
- 水道施設に係る災害復旧事業の一箇所工事の取扱いについて(令和6年4月1日付国水防第536号、国土交通省水管理・国土保全局防災課長)
- 水道施設に係る災害復旧事業の工事費の算出等の取扱いについて(令和6年4月1日付国水防第537号、国土交通省水管理・国土保全局防災課長)
- 「生活衛生等関係行政機能強化のための関係法律の整備に関する法律」の施行等に伴う災害復旧事業関係通知の改正等について(令和6年4月1日付国水防第538号国土交通省水管理・国土保全局長)
- 水管理・国土保全局所管災害復旧事業における消費税相当額の取扱いについて(令和6年4月1日付国水防第539号、国土交通省水管理・国土保全局長)
- 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要領の一部改正について(通知)(令和6年4月1日付国水防第542号、国土交通事務次官)

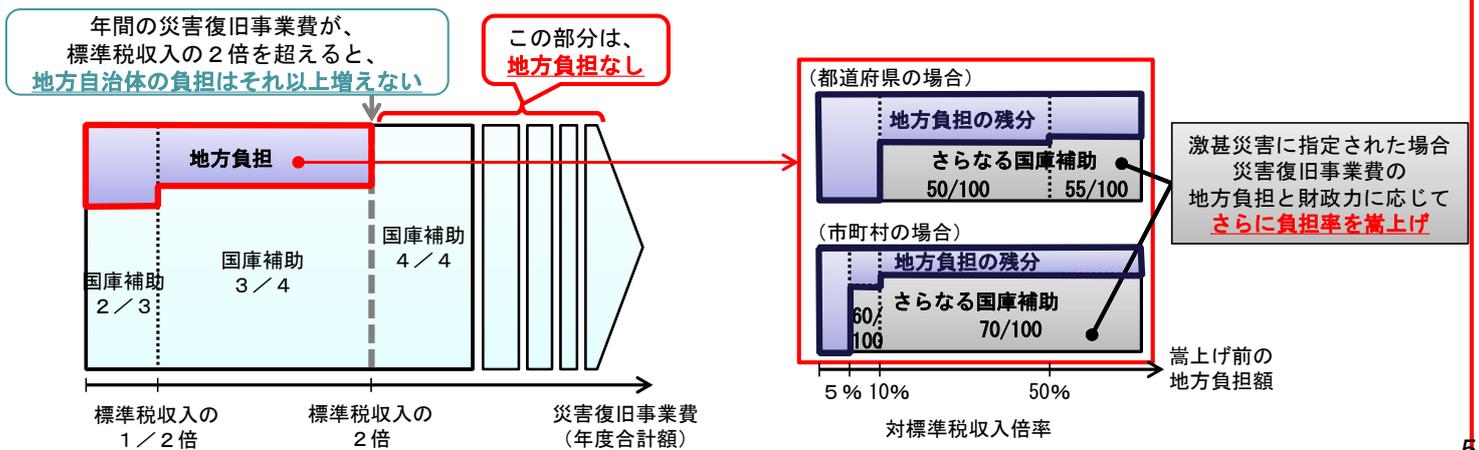
## 1.2 財政面の支援

### 国庫負担率



① 災害復旧事業における国庫負担・地方負担

② 激甚法に基づく国庫負担の嵩上げ (左図の地方負担  に対し、さらに国庫負担)



# 1.2 財政面の支援

## 1 箇所工事の費用の限度額（下限値）

**負担法** 移 行 後

都道府県、指定市：120万円以上  
市町村：60万円以上

**厚労省** 移 行 前

- ①又は②の何れかに該当する場合
  - ① 県：720万円※超  
市：190万円※(100万円)超  
町村：100万円※(50万円)超
  - ② 給水人口×130円※(110円)超
- ※は上水道事業又は水道用水供給事業  
( )内は簡易水道事業

## 設計変更

**負担法** 移 行 後

- 工事の設計要件の変動等に伴い設計を変更することが可能
- 水勢もしくは地形の変動その他の事由に基づきやむを得ないと認める場合
  - 当該施設に関する改良工事と併せて施行することが適当であると認める場合

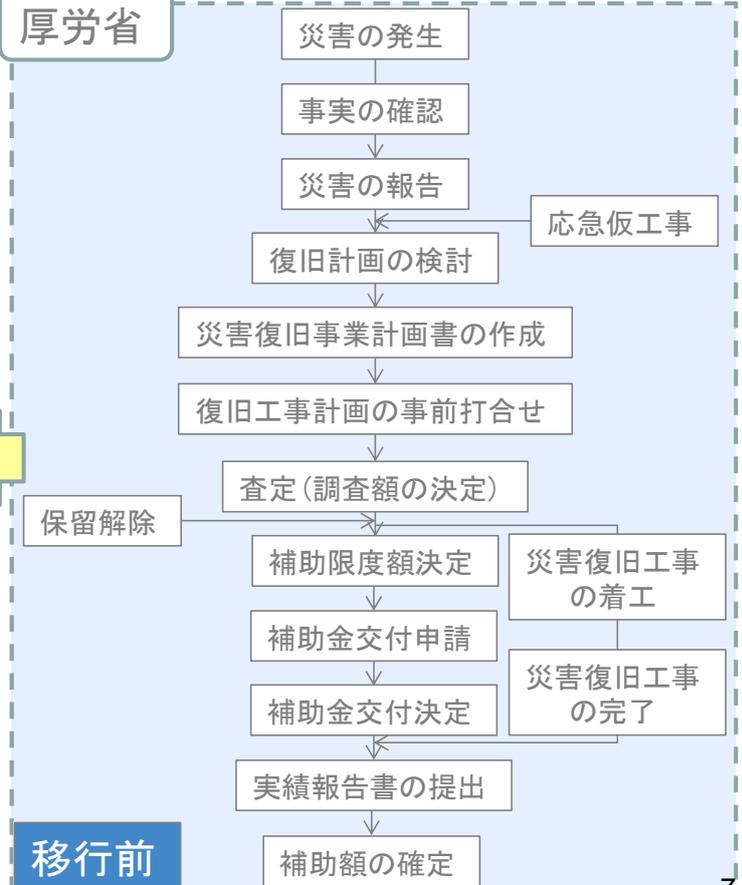
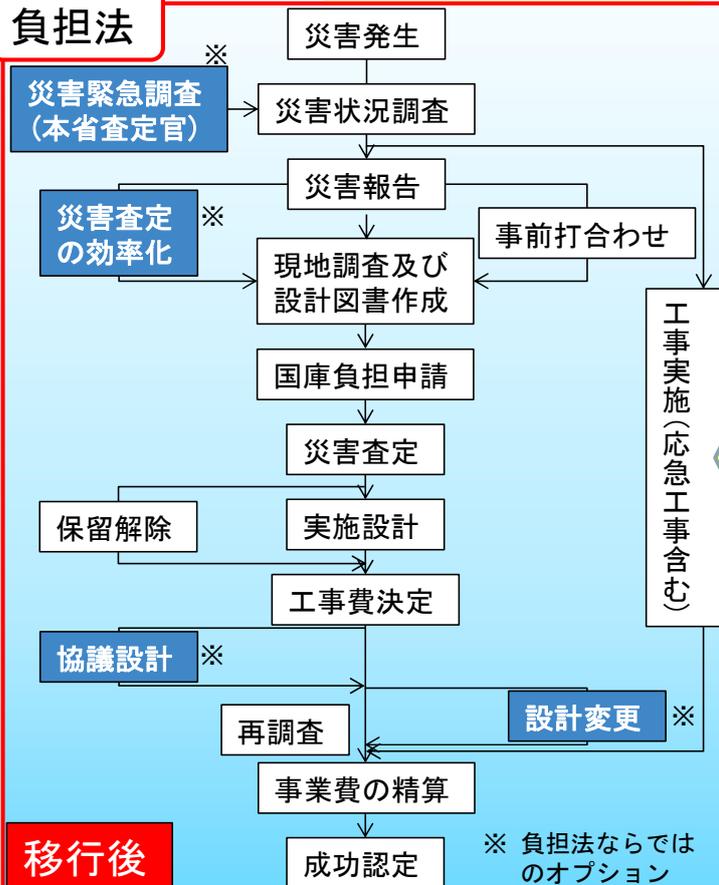
**厚労省** 移 行 前

国庫補助金の交付額は、補助限度額の範囲内

# 1.3 災害復旧事業の手続き・災害査定額の負担軽減

## 災害復旧事業の手続きの流れ

● クリティカルなイベントが少ない



## 災害復旧事業の手続きと様式

負担法 移 行 後

- 河川、道路、下水道等と同じ手続きと様式
- 土木部局等に手続きの仕方と様式の作り方を聞くことができる

厚労省 移 行 前

- 独自の手続きと様式
- 災害の都度、要綱、要領、手引き等を見て、手続きの仕方と様式の作り方を調べる

## 応急仮工事費の取扱い

負担法 移 行 後

- 応急仮工事は、査定時点においては、全て未着手工事として取扱い、同意単価で積算
- 実施(変更)設計書による精算

厚労省 移 行 前

- 次の①か②のいずれか小さい方を調査額とする
- ① 精算額又は精算見込み額
- ② 単価、歩掛により算定した額

## 机上査定上限額と採択保留金額

負担法 移 行 後

机上査定上限額：1,000万円未満  
採択保留金額：4億円以上  
ただし、1箇所あたりにつき

厚労省 移 行 前

机上査定上限額：200万円未満  
採択保留金額：1億円以上  
ただし、1水道事業(箇所)あたりにつき

## 大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針

負担法 移 行 後

- 制度：事前にルール化
- 1) 机上査定上限額の引き上げ
  - 2) 採択保留金額の引き上げ
  - 3) 設計図書の簡素化
  - 4) 一箇所工事の取扱いの緩和(統合と分割を認める)

厚労省 移 行 前

制度：個別の災害ごとに通知

## 協議設計（実施保留）

**負担法** 移 行 後

**協議設計**・・・災害復旧事業として採択するのに問題がなく、他の事業との関わりや地形、地盤等の状況から、取り分け検討を要する場合に、工事の実施にあたり、十分な調査をした上で復旧内容を確定させるもの。

- 調査、測量又は試験に要する費用を測量及び試験費に計上可
- 全体実施計画協議をすると、解除前であっても、測量及び試験費、応急工事費の予算を執行可

**厚労省** 移 行 前

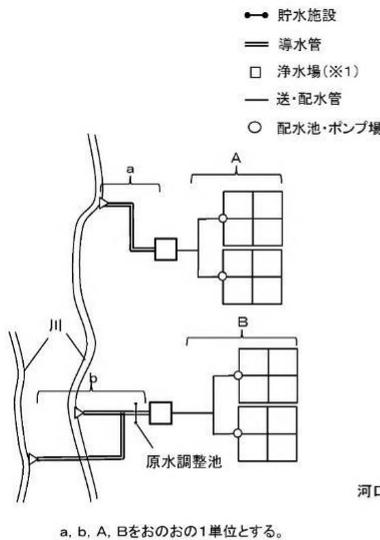
制度：なし  
実績：R6 能登半島地震



## 1 箇所工事の取扱い

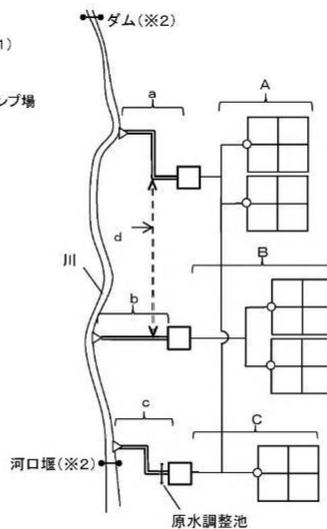
**負担法** 移 行 後

1. 単独系統の場合



(注1)  
1単位をそれぞれ1箇所とし、1単位内で被災箇所が100m以上離れていても1箇所とする。ただし、a, b, A, Bそれぞれの被災場所の離隔が100m未満であっても統合し一箇所とはしない。

2. 複数の系統を連携している場合



貯水施設の例



※1 浄水場は1箇所とする。  
※2 原水調整池を除く貯水施設(ダム、河口堰等)など、一連の取水施設又は導水施設から独立して存在する施設は、単独で一箇所とする。  
※3 共同施設(ダム、河口堰、導水路等)については、共同施設に係る災害復旧事業の取扱いに準じる。

**厚労省** 移 行 前

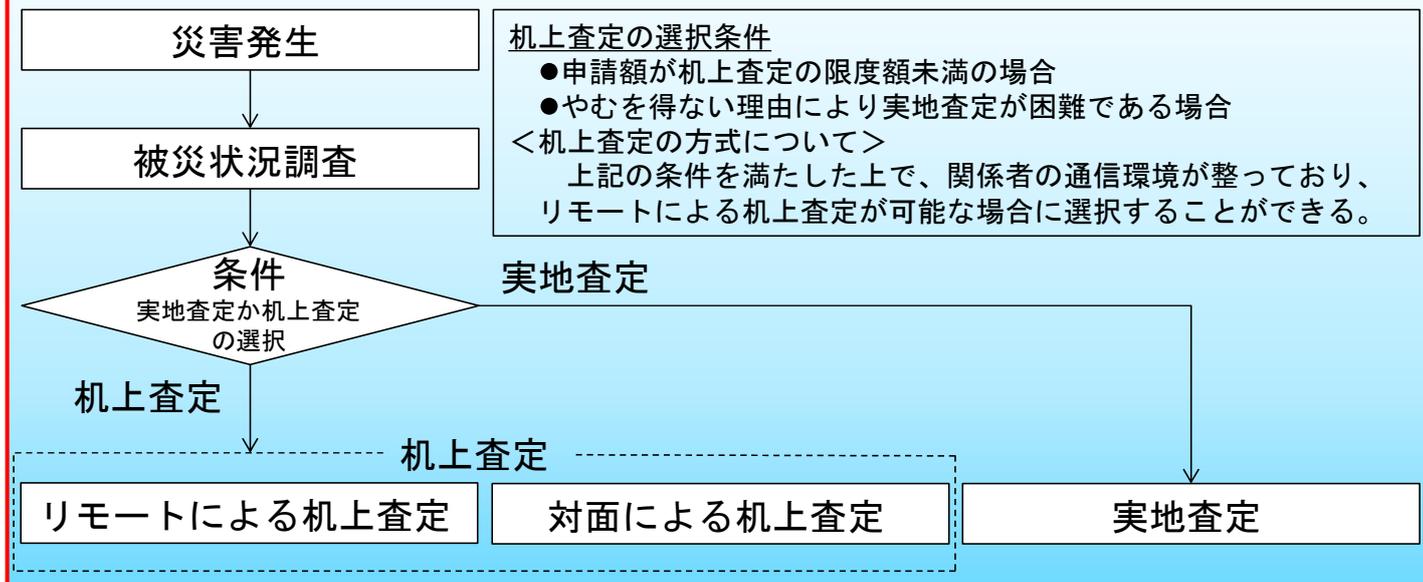


原則：水道事業ごと又は水道用水供給事業ごと

## 机上査定（リモート）

負担法

移行後



厚労省

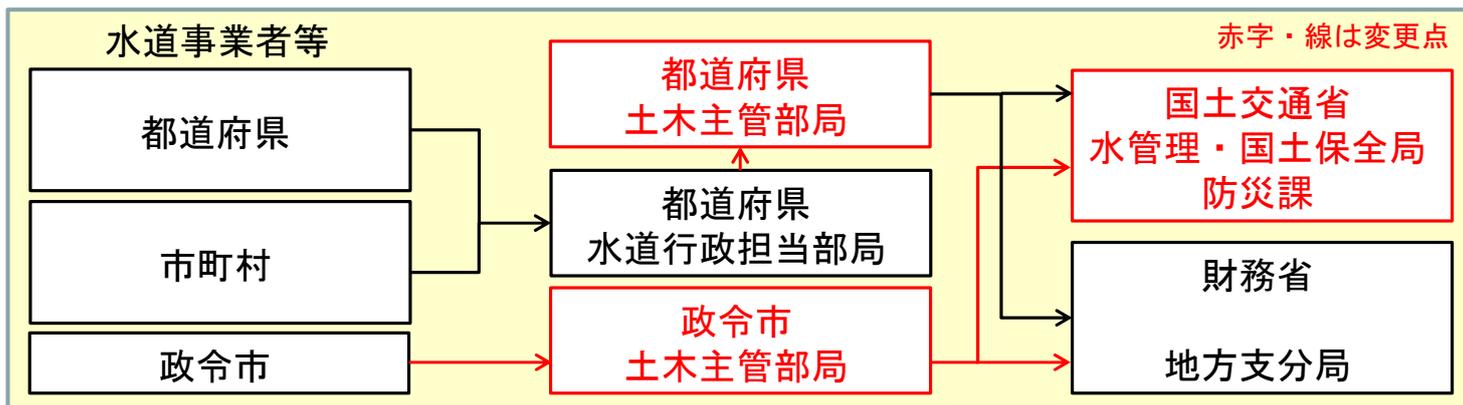
移行前

制度：なし  
実績：R6能登半島地震

12

# 1.4 主な変更点

## 災害復旧事業の事務の流れ（一例）



### 参考（メモ）

（市町村の災害復旧事業費）公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第13条

（都道府県知事の事務）公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第12条

- 負担法第13条（施行令第12条）により、**都道府県知事は市町村（指定市を除く）への災害復旧事業の負担金の交付に関する事務（法定受託事務）を行う**ことになっています。
- 国は要望に応じて、その事務を行うために必要な経費を施行令に定められた額以内で「**指導監督事務費交付金**」として交付しています。

13

# 1.4 主な変更点

## 事前打合せ

### 負担法 移行後

1. 事前打合せの対象箇所  
地方公共団体が特に災害査定前に打合せを行う必要があると認める箇所
- 2) 査定前に緊急に施行する必要がある箇所
2. 事前打合せの目的  
査定前に打合せを行い、査定の迅速な処理及び査定において手戻り等が生じないようにするために行う。

### 厚労省 移行前

特に規定なし

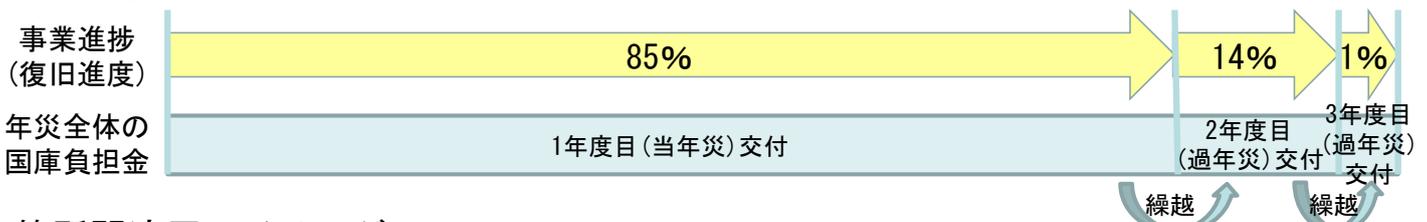
# 1.4 主な変更点

## 国庫負担金の交付

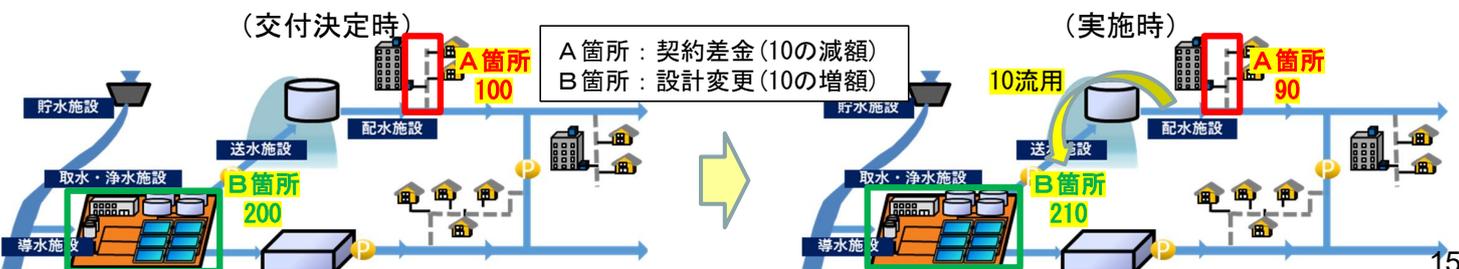
※これまでの「上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱」から補助金交付の手立てが大きく変わります。

- 3カ年度で負担金を交付  
(再調査などの所定の手続きを経て、4カ年度以降も必要な予算を措置)
- その年に発生した災害(年災)ごとに一括交付
- 交付額は箇所間で流用可
- 事前の手続きなしで交付決定前の事業着手(施越)が可能
- 営繕費、工事雑費及び事務費は負担金の対象外

### <国庫負担金の交付のイメージ>

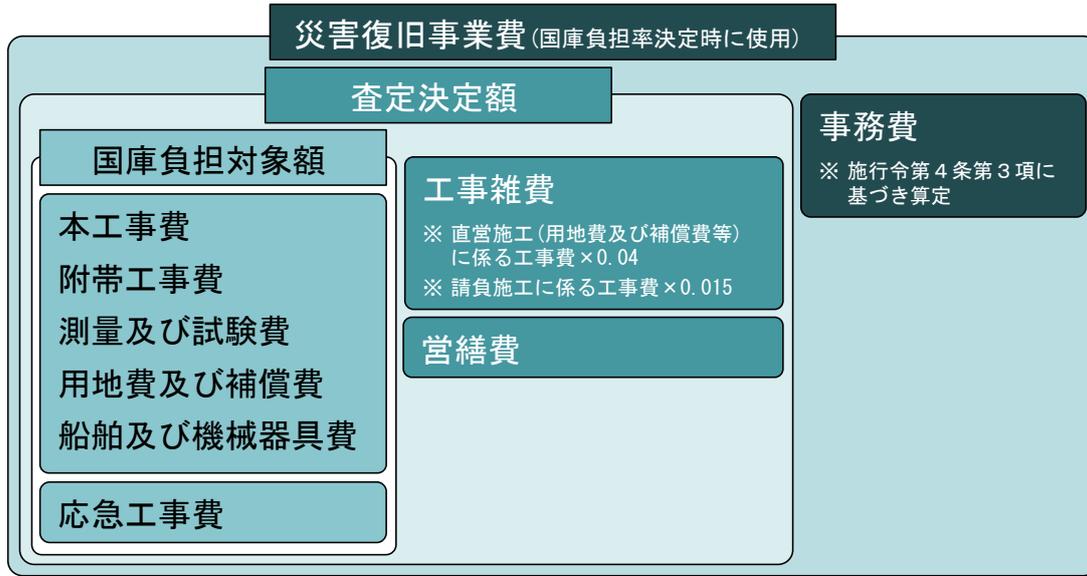


### <箇所間流用のイメージ>

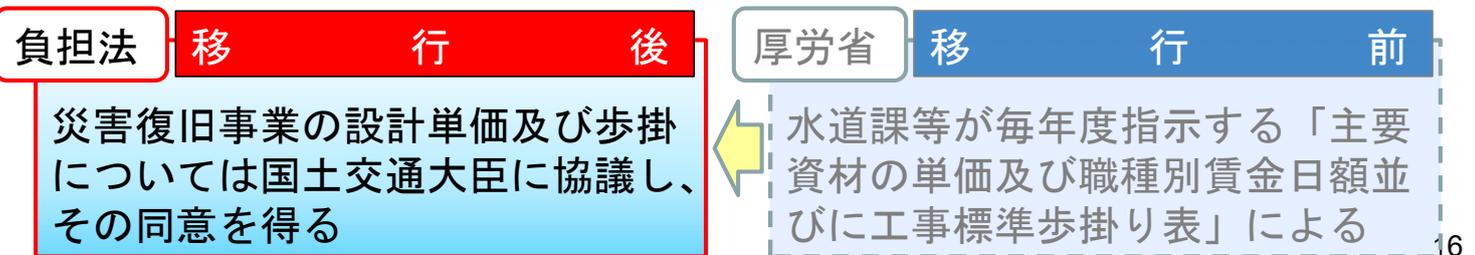


# 1.4 主な変更点

## 参考（災害復旧事業費の構成）



## 設計単価及び歩掛



# 1.4 主な変更点

## 査定の実施時期

- 負担法の対象施設については、次の事柄を行うのに年間の災害復旧事業費を早急にとりまとめることが必要
  - 負担法に基づく国庫負担率の算定
  - 激甚法に基づく激甚災害の指定・嵩上げ率の算定
- そのため、**災害査定の実施時期は、原則被災後2ヶ月以内。**  
(遅くとも3ヶ月以内に実施できるように努められたい。)

※「災害復旧の迅速化・円滑化に向けた取り組みについて」  
都道府県・指定都市 災害復旧主管課長あて（平成19年3月15日付防災課防災調整官事務連絡）

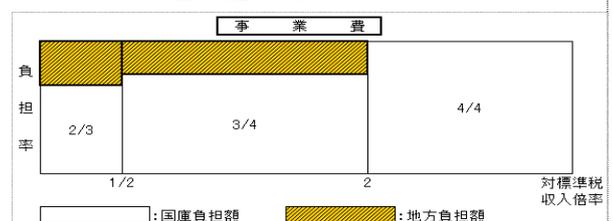
### 【負担法に基づく負担率算定の概要】

#### 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）

（国庫負担率）

第4条 ～国の負担率は、当該地方公共団体について、その年の1月1日から12月31までに発生した災害につき、第7条の規定により**決定された災害復旧事業費の総額**を左の各号に定める額に区分して逓次に当該各号に定める率を乗じて算定した額の当該災害復旧事業費の総額に対する率による。～

（国庫負担率算定イメージ）



- 国庫負担率の算定には、対象施設の災害復旧事業費の総額が必要
- 国庫負担率は、その年の1月1日から12月31までに発生した災害分の災害復旧事業費の総額を翌年の2月までにとりまとめ、3月に決定

1. 災害復旧事業
  - 1.1 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法への移行
  - 1.2 財政面の支援
  - 1.3 災害復旧事業の手続き・災害査定負担軽減
  - 1.4 主な変更点
2. 災害査定
  - 2.1 採択の3要件
  - 2.2 適用除外
  - 2.3 災害復旧事業の範囲
  - 2.4 災害手帳(令和6年)の改訂内容
  - 2.5 査定設計書記載例
  - 2.6 査定の5つ道具

## 2.1 採択の3要件

- 1) 異常な天然現象により生じた災害であること。
- 2) 負担法上の公共土木施設で現に維持管理されていること。
- 3) 地方公共団体又はその機関が施行するもの。

### 異常天然現象

異常要因	基準	対象施設
降雨	(イ) 最大24時間雨量80mm以上 (ロ) 前項未満でも時間雨量等が特に大 (時間雨量が20mm以上)	河川以外
暴風	最大風速15m(10分間平均)以上	公共土木 施設全般
高潮、波浪、津波	異常な高潮若しくはその波浪(うねりを含む) 又は津波により発生した災害で、被災の程度 が比較的大	
地震、地すべり	社会通念上の被害	
干ばつ、噴火、積雪、 異常低温、落雷等		

- (1) 1箇所の工事の費用が次に満たないもの  
都道府県、指定市：120万円  
市町村：60万円
- (2) 工事の費用に比してその効果の著しく小さいもの
- (3) 維持工事とみるべきもの（のみ災）
- (4) 明らかに設計の不備又は工事施工の粗漏に基因して生じたものと認められる災害に係るもの
- (5) 甚だしく維持管理の義務を怠ったことに基因して生じたものと認められる災害に係るもの
- (6) 河川、港湾及び漁港の埋そくに係るもの。  
ただし、維持上又は公益上特に必要と認められるものを除く。
- (7) 天然の河岸及び海岸の欠壊に係るもの。  
ただし、維持上又は公益上特に必要と認められるものを除く。
- (8) 災害復旧事業以外の事業の工事施工中に生じた災害に係るもの
- (9) 直高1m未満の小堤、幅員2m未満の道路その他主務大臣の定める小規模な施設に係るもの

20

## 2.3 災害復旧事業の範囲

### 原形復旧（負担法事務取扱要領第2・1要約）

細則	対象種目	災害箇所状況	復旧工法等
原形復旧	全施設		<ul style="list-style-type: none"> <li>被災前の位置</li> <li>被災施設と形状、寸法及び材質の等しい施設に復旧</li> </ul>

### 原形復旧不可能（負担法事務取扱要領第2・2要約）

細則	対象種目	災害箇所状況	復旧工法等	採択限度
原形の判定不可能	イ	河川、海岸、兼用道路、砂防、地すべり、急傾斜、橋梁、水道、下水道、公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災前の位置</li> <li>形状、寸法の変更</li> <li>前項に伴う材質の改良</li> <li>根固工、水制工、床止工、突堤工、排水工、消波工、擁壁工、法面保護工等の新設</li> </ul>	従前の効用を回復
	ロ	道路（兼用道路はイ扱い）	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災前の位置</li> <li>形状、寸法の変更</li> <li>前項に伴う材質の改良</li> <li>法面保護工、排水工、山留工、路側工、谷止工等の新設</li> <li>トンネルに巻立工を設ける</li> </ul>	従前の効用を回復
	ハ	河川海岸	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災前の位置</li> <li>堤防、護岸、防砂突堤等の新設</li> </ul>	従前の効用を回復
	ニ	全施設	イ、ロ、ハに類する工事	従前の効用を回復
原形の判定不可能	全施設		<ul style="list-style-type: none"> <li>被災前の位置</li> <li>残存施設等を勘案し被災後の状況に即応した工法</li> </ul>	従前の効用を回復

### 原形復旧困難（負担法事務取扱要領第3・1要約）

細則	対象種目	災害箇所状況	復旧工法等	採択限度
イ	全施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>河床の変動</li> <li>海岸汀線の移動</li> <li>地形地盤の変動</li> <li>被災施設の除去困難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>位置、法線、橋梁径間の変更</li> <li>前項に伴う形状、寸法の変更、材質の改良</li> <li>根固工、水制工、床止工、突堤工、排水工、擁壁工、法面保護工、消波工等の新設</li> <li>道路を橋梁、さん道、トンネルとする</li> </ul>	従前の効用を回復
ロ	全施設		イに類する工事	従前の効用を回復

### 原形復旧不適當（負担法事務取扱要領第3・2要約）

細則	対象種目	災害箇所の状況	復旧工法等	採択限度
イ	全施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>河床の変動</li> <li>海岸汀線の移動</li> <li>地形地盤の変動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>位置、法線の変更、形状、寸法の変更、材質の改良</li> <li>根固工、水制工、床止工、突堤工、排水工、擁壁工、法面保護工、消波工等の新設</li> <li>道路を橋梁、さん道、トンネルとする</li> </ul>	従前の効用を回復
ロ	河川、砂防、地すべり、急傾斜、道路、橋梁、下水道、公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>地すべり、崩壊等により著しく埋塞、埋没</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>近傍に土砂止め堰堤等の新設</li> </ul>	従前の効用を回復
ハ	河川、海岸、兼用道路、砂防、地すべり、橋梁、水道、下水道、公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たに河川の水衝部、海岸の波浪収れん部となる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回の洪水、高潮、波浪等を対象とした工法</li> </ul>	従前の効用の増（必要最小限度）
ニ	河川、海岸、兼用道路、砂防、地すべり、橋梁、水道、下水道、公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川の水衝部、海岸の収れん部でなくなる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状に合わず（程度を落とす）工法</li> </ul>	従前の効用の減（必要最小限度）
ホ	河川、海岸、兼用道路、砂防、地すべり、急傾斜、水道、下水道、公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>背後地に集落地、主要交通幹線道路等がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回の洪水、高潮、波浪等を対象とした工法</li> </ul>	従前の効用の増（必要最小限度）
ヘ	全施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災施設に係る改修工事が近く施工されることが明らかである</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>改修工事完了までに必要な最小限度の工法</li> </ul>	従前の効用の減（必要最小限度）
ト	河川、海岸、砂防、地すべり、急傾斜、道路、水道、下水道、公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>広範囲に被災</li> <li>程度が激甚</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回の洪水、高潮、波浪・地すべり崩壊等を対象に一定計画による工法</li> </ul>	従前の効用の増（必要最小限度）
チ	河川、海岸、砂防、道路、水道、下水道、公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>越水、越波</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回の洪水、高潮、波浪・地すべり崩壊等を対象として水叩工、被覆工等を設ける工法</li> </ul>	従前の効用の増（必要最小限度）
リ	木橋又は一部が木造である橋梁	<ul style="list-style-type: none"> <li>木橋又は木造部分の被災で、治水上又は道路交通上原形復旧不適當</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>木橋、木造部分の永久構造</li> <li>これに伴い、けた下高を上げる</li> </ul>	従前の効用の増（必要最小限度）
ヌ	橋梁	<ul style="list-style-type: none"> <li>橋梁が全延長被災</li> <li>流量の増大、河床変動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回の洪水等を対象として、全延長、けた下高を上げる</li> <li>これに伴う形状寸法の変更、材質の改良</li> </ul>	従前の効用の増（必要最小限度）
ル	全施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災施設に接続する一連の施設の位置、規模、構造等を勘案</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>接続施設の位置、規模、構造等を合わず</li> </ul>	従前の効用の増
ヲ	全施設		<ul style="list-style-type: none"> <li>イからルに類する工法</li> </ul>	従前の効用の増

## 2.4 災害手帳(令和6年)の改訂内容

### 対象施設

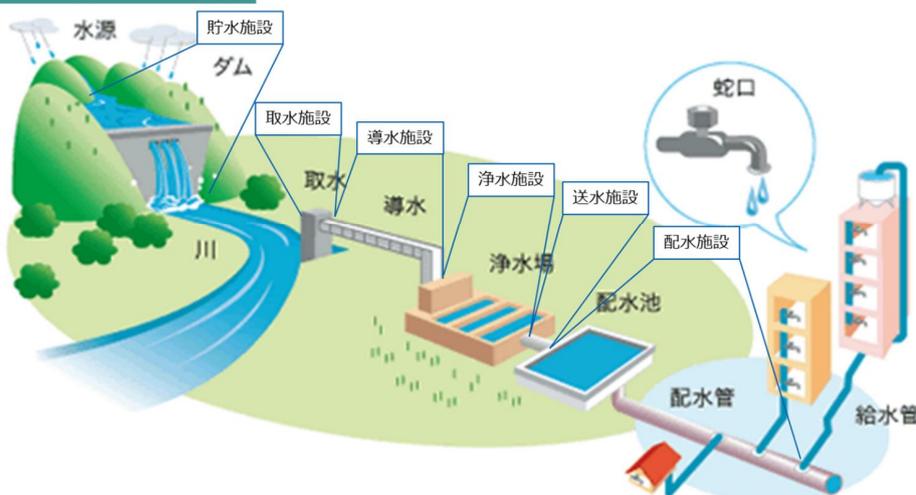
対象となる施設は水道法<sup>※1</sup>に規定する水道施設<sup>※2</sup>又は一般の需要に応じて水を供給する給水人口が五十人以上百人以下である水道<sup>※3</sup>のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設もしくは配水施設

※1（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第八項

※2 同条第二項に規定する水道事業若しくは同条第四項に規定する水道用水供給事業に係るものに限る。

※3 同条第一項に規定する水道をいう。

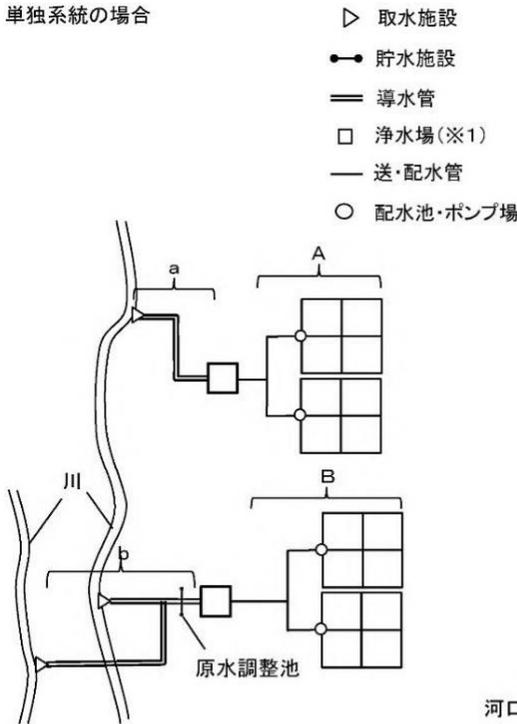
#### 水源から蛇口までの流れ



- (イ) 取水施設（井戸、集水埋きよ、取水ポンプその他取水に必要な施設）
- (ロ) 貯水施設（貯水池、その他貯水に必要な施設）
- (ハ) 導水施設（導水管、専用道路、その他導水に必要な施設）
- (ニ) 浄水施設（浄水池、沈殿池、ろ過池、滅菌室、ポンプ室、その他浄水に必要な施設）
- (ホ) 送水施設（送水管、送水ポンプ、専用道路、その他送水に必要な施設）
- (ヘ) 配水施設（配水池、配水管、配水ポンプ、専用道路その他配水に必要な施設）

## 1 箇所工事の取扱い

1. 単独系統の場合

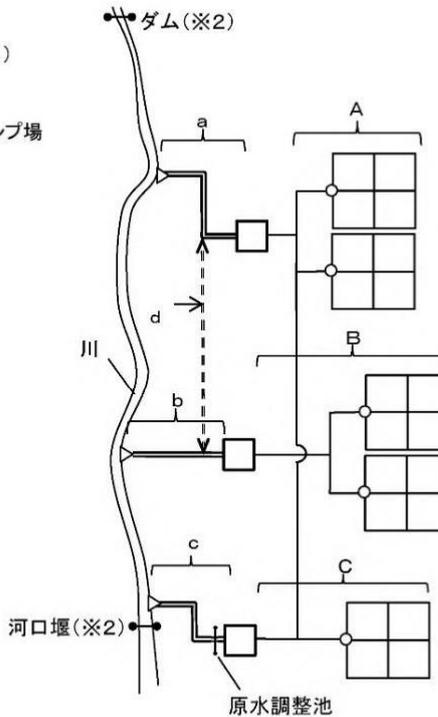


a, b, A, Bをおおの1単位とする。

(注1)

1単位をそれぞれ1箇所とし、1単位内で被災箇所が100m以上離れていても1箇所とする。ただし、a, b, A, Bそれぞれの被災場所の離隔が100m未満であっても統合し1箇所とはしない。

2. 複数の系統を連携している場合



a, b, c, Bをおおの1単位とする。  
A, Cは合わせて1単位とする。  
導水管dは、現地の状況により何れか一方の単位に組み入れるものとする。

貯水施設の例



ダム(小河内ダム:東京都水道局)



河口堰(筑後大堰:水資源機構)



原水調整池  
(西原原水調整池:沖縄県企業局)

※1 浄水場は1箇所とする。

※2 原水調整池を除く貯水施設(ダム、河口堰等)など、一連の取水施設又は導水施設から独立して存在する施設は、単独で一箇所とする。

※3 共同施設(ダム、河口堰、導水路等)については、共同施設に係る災害復旧事業の取扱いに準じる。

## 適用除外

### 「維持工事とみるべきもの」(「のみ災」)

(ヲ) 水道の原水の供給、浄水の供給及び浄水を得るのに直接影響しない施設(例えば事務所、倉庫、門、さく、へい及び植樹)に係る災害

## 応急仮工事

### 要綱第9・(一)の要約

細別	対象種目	被災箇所の状況	応急工法
ホ	水道	<ul style="list-style-type: none"> <li>原水の供給が著しく阻害</li> <li>浄水を得るのに重大な支障</li> <li>浄水の供給が著しく阻害</li> <li>民生安定上緊急に施行が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水源の取水施設の応急仮復旧、あるいは代替取水施設に必要な工事</li> <li>貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設に必要な工事</li> <li>応急的に共同給水装置を設置する工事</li> </ul>

### 応急仮工事

#### 応急仮工事の採択基準

◎貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設の応急工事について  
(水道)

貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設に必要な工事に要する費用のうち、ポンプ及びモーター設備に係る費用については損料計算を原則とする。

### 工種別の特殊な採択基準

#### 水道施設等の取扱いについて

水道に係る災害復旧においては、豪雨による土砂崩れ及び地形地盤の変動並びに地震、火山活動によって生じた復旧であって、伸縮性、可とう性又は離脱防止機能を有する管の布設、池状構造物に付随する弁類が被災した場合に被害の拡散を防止するために必要に応じて行う緊急遮断弁の設置、構造物の耐震性を確保することによる復旧等についても、原形に復旧するものとみなす。

26

### 事前打合せ

#### 事前打合せの対象箇所例

地方公共団体が特に災害査定前に打合せを行う必要があると認める箇所としては、以下の箇所が想定されるので参考とされたい。

◎次の掲げる施設に係るもの

- ・ 水道 (追加)

### 査定準備

#### 現場の整備

機械設備、電気設備等については、第三者機関等の被災証明を添付すること。

- ・ 水道、下水道施設等の機械設備、電気設備等

### 緊急順位

#### 緊急順位

水道の緊急順位は、原則として「A」とする。

27

### 参考文献

- ✓ 水道施設耐震工法指針・解説-2022- (日本水道協会)
- ✓ 水道施設設計指針 -2012- (日本水道協会)
- ✓ 水道施設維持管理指針 -2016- (日本水道協会)

## 2.5 査定設計書記載例

第1表 令和6年災害復旧工事設計書

〇〇市又は〇〇町

災害年月日	令和6年9月21日		工 事 概 要	復旧延長 〇〇〇m 配水管布設 (DCIP、GX形) φ〇〇mm 〇〇〇m φ〇〇mm 〇〇〇m 道路復旧 一式 (被災延長△△△mのうち、L=□□m について、調査不可能なため未申請)	
工事番号	第〇〇号				
河川名 路線名 等	〇〇市上水道〇〇系統 (〇〇地区)				
施工位置	〇〇 群 市	〇〇 町 村			大字 地内
工事名	配水施設災害復旧工事				
	申 請	決 定	摘 要		
工事費	〇〇, 〇〇〇千円	〇〇, 〇〇〇千円	内仮工事〇〇千円、事業損失防止施設費及び 投棄料を除く工事費〇〇千円 (※)		
内 未 成	千円	千円	〇年災〇次 第〇〇号		
内 転 属	千円	千円	次 第〇〇号		
被災原因 その他	令和6年能登半島豪雨による管の破損 最大24時間雨量361.5mm (時間雨量121.0mm)		9月21日~23日 気象コード ( )		

- 注：1. 直接工事費（投棄料を除く）が都道府県の場合は120万円に、市町村の場合は60万円に満たない場合のみ摘要欄に※書きを記入すること。  
2. 「被災原因その他」の欄には、気象コード、被災年月日、異常気象名等を記入すること。

### 第2表 工事総括表

費目	金額	摘要	
工事費	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇	(〇, 〇〇〇, 〇〇〇)	
本工事費	①〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇	別紙内訳表のとおり、請負施行	(第3表参照)
附帯工事費			
測量及び試験費			
用地費及び補償費	〇〇〇, 〇〇〇	別紙内訳表のとおり	(第4表参照)
船舶及び機械器具費			
営繕費			
工事雑費	〇〇〇, 〇〇〇		
応急仮工事費	〇〇〇, 〇〇〇	うち工事雑費〇, 〇〇〇円、別紙内訳書のとおり	(第5表参照)
計	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇		

- 注：1. 費用の金額は1,000円止めとする。  
 2. 工事費の「摘要」欄に工事費に含まれる消費税相当額を円単位（ ）書きで記載すること。  
 [消費税相当額] = [(工事費) - (用地費)] × 10 / 110  
 3. 工事雑費の算出率 直営施行 40 / 1000 = 0.040  
 請負施行 15 / 1000 = 0.015  
 4. 応急仮工事における工事雑費は応急仮工事費に含めること。

### 第3表 本工事費内訳表 (参考)

費目	工種	種別	細別	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
本工事費									
	土工				式	1			
		機械掘削	バックホウ	0.35㎡	㎡	000	0,000	0,000,000	第〇号単価表のとおり
		埋戻し			㎡	000	0,000	0,000,000	第〇号単価表のとおり
		人力床堀			㎡	00	0,000	000,000	第〇号単価表のとおり
		人力埋戻			㎡	00	0,000	000,000	第〇号単価表のとおり
		残土処理	ダンプトラック	10~11t	㎡	000	0,000	0,000,000	第〇号単価表のとおり
	管布設工				式	1		0,000,000	
		铸铁管布設工	GX形継手	φ〇〇mm	m	000	00,000	0,000,000	第〇号単価表のとおり
		铸铁管布設工	GX形継手	φ〇〇mm	m	000	00,000	0,000,000	第〇号単価表のとおり
		*ポリエチレン管布設工	メカニカル継手	φ〇〇mm	m	00	0,000	000,000	第〇号単価表のとおり
	仮設工				式	1		0,000,000	
		土留工			式	1		0,000,000	第〇号単価表のとおり
		水替工			式	1		000,000	第〇号単価表のとおり
	直接工事費計							00,000,000	
	共通仮設費計							0,000,000	
		共通仮設費			式	1		0,000,000	000.0 × 00,000,000 × 0.000 = 00.00%
	純工事費計							00,000,000	
		現場管理費			式	1		0,000,000	000.0 × 00,000,000 × 0.000 = 00.00%
	工事原価計							00,000,000	
		一般管理費等			式	1		0,000,000	-0.00000 × Log00,000,000 +00.000000 = 00.00%
	工事価格							00,000,000	00,000,000
	消費税相当額							0,000,000	00,000,000 × 0.10
	本工事費計							00,000,000	00,000,000

注：費用の金額は1,000円止めとする。

### 第4表 用地費及び補償費内訳書（参考）

費目	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
用地費及び補償費						別添〇〇補償基準による
土地						
	畑地	m <sup>2</sup>	〇〇	〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	第〇号明細書のとおり
	山林	m <sup>2</sup>	〇〇	〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	第〇号明細書のとおり
小計					〇〇〇, 〇〇〇	
立木						
	用材木	本	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇	第〇号明細書のとおり
消費税相当額					〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇×0.10
小計					〇〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇
合計					〇〇〇, 〇〇〇	

注：費用の金額は1,000円止めとする。

### 第5表 応急仮工事費内訳書

費目	金額	摘要
本工事費	〇〇〇, 〇〇〇	第〇号内訳表のとおり
附带工事費		
測量及び試験費		
用地費及び補償費		
船舶及び機械器具費		
営繕費		
工事雑費	〇〇〇, 〇〇〇	$〇〇〇, 〇〇〇 \times 〇.〇〇〇 = 〇, 〇〇〇$
計	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇	(〇, 〇〇〇)

注：費用の金額は1,000円止めとする。

